現 行	35号) 新旧対照表 (第1条関係) (平成27年10月5日施行) 改 正 後	備考
第 1 条 (省略) (定義)	第1条 (現行のとおり) (定義)	
第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各 号に定めるところによる。 (1)及び(2) (省略)	第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)及び(2) (現行のとおり)	
(新設)	(3) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番 号法」という。)第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。	番号法制定に伴 う、新たな定義の 追加
(3) (省略) (4) (省略) (5) (省略)	(<u>4</u>) (現行のとおり) (<u>5</u>) (現行のとおり) (<u>6</u>) (現行のとおり)	号の繰下げ 号の繰下げ 号の繰下げ
第3条から第7条まで (省略)	第3条から第7条まで (現行のとおり)	
(利用及び提供の制限) 第8条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的の範囲を超えて、個人情報を当該実施機関内において利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。 (1)から(7)まで (省略)	(利用及び提供の制限) 第8条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的の範囲を超えて、個人情報を当該実施機関内において利用し、又は個人情報(特定個人情報を除く。)を当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。(1)から(7)まで (現行のとおり)	対象とする個人情報の範囲の明確化
2から4まで (省略)	2から4まで (現行のとおり)	
(新設)		番号法制定に伴 う、特定個人情報 の提供に関する規 定整備
(以下省略)	(以下現行のとおり)	